

令 3 事 協 第 64 号
令 和 3 年 9 月 7 日

特 別 会 員 殿

一般社団法人全国銀行協会
事務・決済システム部

令和 3 年長野県茅野市において発生した土石流にかかる
災害等に対する手形交換に関する特別措置について

長野県銀行協会から、標記特別措置を下記のとおり実施するとの通知がありました。

これに伴い、平成 8 年 3 月 19 日付外事第 22 号「災害時における手形交換に関する特別措置等について」にもとづき、全手形交換所において、同災害のため呈示期間が経過した手形について、手形交換に関する特別措置 1（災害のため呈示期間が経過した手形の交換持出）および特別措置 2（特別措置 1 により持ち出された手形の決済）を当分の間実施することとなりますので、特別会員におかれましてもご対応方よろしくお願い申し上げます。

各道府県手形交換所協議会幹事協会におかれては、傘下手形交換所に対し、本件の連絡方よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

記

1. 特別措置を実施する手形交換所
諏訪手形交換所
災害救助法が適用された地域
：長野県茅野市

2. 実施期間
令和 3 年 9 月 5 日（日）から当分の間

以 上

【本件照会先】事務・決済システム部 田中、武藤 TEL03-6267-7525